

くらしのフレッシュ便

広島県生活センター



相談ファイル

～粗品をもらいに行っただけなのに～

《相談内容》

「もれなく粗品進呈」というチラシを見て、近所の人と一緒に宣伝販売の会場に行った。日用品を無料でもらった後、くじを引いたところ当たりが出て、「健康に良い布団が格安になる」と勧められた。必要ないと断ったら「家までついて行く」と強い口調で言われ、怖くて40万円もする布団を契約してしまったが、解約したい。（70歳代 女性）

《アドバイス》

「無料で品物をあげる」などといった誘い文句で、特設会場に消費者を集め、閉め切った会場内で、日用雑貨やインスタント食品などを無料で配りながら会場の雰囲気を盛り上げておいて、最終的に布団などの高額な商品を売りつける商法をSF(催眠)商法といいます。

「タダの物だけ貰って帰ればいから」と思って会場に行ったところ、密室状態の中で雰囲気に惑わされて契約してしまったり、この相談のように、契約しないと帰してもらえないような状況になって無理やり契約させられてしまうこともあるようです。

SF(催眠)商法は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフにより無条件で契約の解除ができますが、「タダより高いものはない」「うまい話にはウラがある」ということを肝に銘じて、安易に会場に行かないことが大切です。



情報ファイル

～電子レンジによる事故にご注意！～

今やキッチンには欠かせない加熱調理器具となった電子レンジですが、国民生活センターには使い方を誤ったことが原因の危害・危険情報が数多く寄せられています。

ケース1：ゆで卵が破裂！

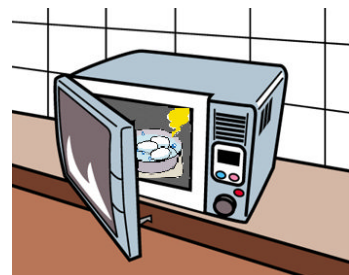
卵のように殻や膜がある食品では、電子レンジの加熱により内部で発生した水蒸気の逃げ場がないため破裂が起こりやすく、温め中に庫内で破裂したり、温めたゆで卵を取り出して箸を刺したとたんに破裂して飛び散ることがあります。

ゆで卵がダメなら、当然、ゆで卵を使った料理も危険です。ゆで卵の入ったおでんや、うずらの卵で作ったスコッチエッグでも、取り出して箸を刺したら破裂が起こることがあります。

卵の破裂は、固ゆでや半熟でも、また、殻が付いていなくても起こります。やけどのおそれもありますから、くれぐれも電子レンジでゆで卵を温めないようにしましょう。

ケース2：温めなおしたコーヒーが吹き上がった！

コーヒーなどの液体を電子レンジで沸騰するまで過熱すると、通常の沸騰のような泡立ちが起こらず、突然爆発的に沸騰してコーヒーなどが吹き上がることがあります。また、電子レンジで沸騰させたお湯に粉末の緑茶や昆布茶などを入れると、お湯が激しく吹きこぼれることもあります。電子レンジで液体を温めるときは、加熱しすぎないように注意しましょう。



消費生活相談状況(7月) ※9月26日現在確定分

7月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、1,868件ありました。

4位の「商品一般」には、「商品を特定できない」相談が含まれ、身に覚えのない請求や不当な請求を受けたという相談が、依然として多く寄せられています。

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	619
2	融資サービス	331
3	教室・講座	83
4	商品一般	52
5	書籍・印刷物	47

～お知らせ～

パネルコーナー10月展示

「ここにご注意！クレジットカード」

クレジットカードはたいへん便利なものですが、様々なトラブルも起こっています。ちょっとした注意をするだけで、多くのトラブルを防ぐことができます。

スマートライフ講座

家庭で行う金銭教育

～経済的に自立できる大人を育てるために～

日 時 平成15年11月13日(木) 13:30～15:00
 会 場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)
 講 師 金融広報アドバイザー、ファイナンシャル・プランナー(CFP)
 高橋 佳良子 さん
 定 員 30名
 参加費 無 料
 申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

消費者啓発講座

日 時	場 所	テ ー マ	講 師
10月23日(木) 13:30～15:00	大朝町 岩戸集会所	悪質な訪問販売にご用心！	消費生活アドバイザー 島田ちづ子 生活センター職員
10月31日(金) 10:00～11:30	尾道市 総合福祉センター	だまされないで悪質商法	消費生活アドバイザー 太田和子

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階
 消費啓発グループ TEL 082-513-2731